

金沢大学しらゆり会 規約

付・献体法、同解説

# 金沢大学 しらゆり会 規約

## (名称及び事務所)

第一条 本会は、金沢大学しらゆり会と称する（略称しらゆり会）。

第二条 本会は、本部を金沢大学医学部内に置く。

ただし、必要があるときは支部を置く。

## (目的及び事業)

第三条 本会は、会員相互の親睦と健康の増進をはかり、あわせて医学教育に対する理解を深め、究極的には金沢大学医学部（以下「大学」という）の正常解剖に会員の遺体を提供する事によって、医学の発達に貢献することを目的とする。

第四条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

(一) 会員のための健康指導と、会員相互の意見交換、ならびに親睦をはかる。

(二) 医学教育、とくに正常解剖に関する啓蒙ならびに広報活動。  
(三) 遺体提供に関する連絡事務。  
(四) その他、必要で適当と思われる事業。

## (構成)

第五条 本会の会員は、正会員並びに賛助会員とする。

(一) 正会員とは、本会の目的に賛同し、家族の完全な同意を得て、自己の遺体を大学へ提供するための予約手続きを完了した者をいう。

(二) 賛助会員とは、本会の主旨に賛同して本会の目的と事業の達成を支援するため、相当の寄付行為のあった者、もしくは、本会の発展にいちじるしい功績のあった者で、理事会が推薦した者をいう。  
2 入会にあたっては、倫理委員会の承諾を得るものとする。

会員登録は、会員一、〇〇〇名維持のためそれを越える入会希望者は予備登録会員として会員の減少に応じて順次繰り入れる。

第六条 本会に、次の役員をおく。役員は、本会の会員から選出する。

(一) 会長 一名

(二) 理事長 一名

(三) 副理事長 一名

(四) 理事 若干名

(五) 監事 二名

第七条 理事および監事は総会においてこれを選任する。

2 会長、理事長、副理事長は、理事の互選によってこれを定める。

第八条 役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

第九条 本会に顧問をおくことができる。

第十条 本会に参加をおき、原則として大学に勤務する教職員にこれを委嘱する。

2 参与は、本会の事業達成のために必要な支援と援助を行うものとする。

第十一条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、理事長の命を受け、本会の庶務および会計に関する事務を分掌する。

## (運営)

第十二条 会長は、本会を代表し、理事長は会務を統括する。

(一) 医学教育、とくに正常解剖に関する啓蒙ならびに広報活動。

(二) 遺体提供に関する連絡事務。

(三) その他、必要で適当と思われる事業。

## (構成)

第五条 本会の会員は、正会員並びに賛助会員とする。

(一) 正会員とは、本会の目的に賛同し、家族の完全な同意を得て、自己の遺体を大学へ提供するための予約手続きを完了した者をいう。

(二) 賛助会員とは、本会の主旨に賛同して本会の目的と事業の達成を支援するため、相当の寄付行為のあった者、もしくは、本会の発展にいちじるしい功績のあった者で、理事会が推薦した者をいう。  
2 入会にあたっては、倫理委員会の承諾を得るものとする。

会員登録は、会員一、〇〇〇名維持のためそれを越える入会希望者は予備登録会員として会員の減少に応じて順次繰り入れる。

第六条 本会に、次の役員をおく。役員は、本会の会員から選出する。

2 会長に事故あるときは理事長、理事長が事故あるときは副理事長がその職務を代行するものとする。

第十三条 理事長は会長の同意を得て理事会を召集して議長となる。

第十四条 理事は、理事会を構成し、会務および事業を審議する。

第十五条 監事は、会務および経理状況を監査する。

## (総会)

第十六条 総会については、次のように定める。

(一) 本会は、年一回定期総会を開く。

(二) 理事会がその必要を認めるときは、臨時総会を開くことができる。

## (倫理委員会)

第十七条 本会に倫理委員会をおく。委員会の構成と運営等については、別に定める。

## (連絡会)

第十八条 本会は、富山医科薬科大学しらゆり会、福井医大しらゆり会との連絡会に参画し、委員を送る。

## (会計)

第十九条 本会の会計は、各種補助金、謝金および寄付金

等による。

第二十条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、三月三十一日に終わる。

**(規約の改正)**

第二十一条 この規約を変更しようとするときは、理事会において、出席理事の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

**付則(1)**

この規約は平成八年七月二十一日の臨時総会で承認し、平成九年四月一日より施行する。

**付則(2)**

平成十一年六月十一日の理事会において規約の一部変更を承認し、同日より施行する。

**付則(3)**

平成十二年五月二十一日の理事会において規約の一部変更を承認し、同日より施行する。

**倫理委員会運営規定**

**(趣旨)**

第一条 この規定は、金沢大学しらゆり会規約第十七条の規定に基づき、金沢大学しらゆり会倫理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

**(審議事項)**

第二条 委員会は、血縁者又は縁故者が、本人の意志の十分な確認がないままに入会を申し込む例がある現状に鑑み、金沢大学しらゆり会の趣旨を逸脱する登録を未然に防ぐために、次の項目を審議し、入会の可否等を決定する。

(一) 金沢大学しらゆり会の趣旨に賛同し、献体に関する理解と志のあることをでき得るかぎり本人に確認すること。

(二) 本人の法定財産相続者すべての同意を確認すること。

但し、該当者がいない場合は縁故者等二名以上の同意

を必要とする。

(三) 前二項目を満たすも、経費の節減のための献体等、金沢大学しらゆり会の趣旨を逸脱すると疑われる場合には入会を拒否することが出来る。

(四) 死期が切迫している疾病(癌その他)をもつ人の入会についても慎重に審議する。

(五) その他必要と思われることがら。

**(構成)**

第三条 委員会は金沢大学しらゆり会会長、理事長、副理事長、金沢大学医学部解剖学講座教授および同事務部献体担当者二名をもって構成する。

**(委員長)**

第四条 委員長は金沢大学しらゆり会会長をもって充てる。

**(会議等)**

第五条 委員長は、会議を召集し、その議長となる。

第六条 入会申し込みは、一ヶ月分を月末にまとめ、翌月十日に開く会議において可否等について審議する。特に問題のある場合は、臨時の会議を開くことが出来る。

**付則**

この規定は平成十一年六月十一日より施行する。

法律第五六号(官報掲載五八・五・二五)

**医学及び歯学の教育のための  
献体に関する法律(献体法)**

**(目的)**

第一条 この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

**(定義)**

第二条 この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

**(献体の意思の尊重)**

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

**(献体に係る死体の解剖)**

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示してお

り、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二〇四号）第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一、当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。）の長（以下「学長」という。）が死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に報告し、遺族がその解剖を拒まない場合。

二、死亡した者に遺族がない場合。

#### （引取者による死体の引渡し）

第五条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合においては、その死体の引取者は、学長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる。

#### （記録の作成及び保存等）

第六条 学長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

### □ 献体法・解説 □

#### 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律の成立について

文部省大学局医学教育課

去る五月二十六日に閉会した第九十八回国会において、「医学歯学の教育のための献体に関する法律」が全会一致で可決・成立し、五月二十五日に公布された。

#### 一 本法律制定の背景

医学・歯学教育においては、人体の正常な形態と構造を学ぶ解剖学が不可欠とされ、解剖学実習は、このような人体の構造を直接に知得するとともに生命の尊厳を知る場となっている。

ところで、解剖学実習用死体については、医学部設置審査基準要項及び歯学部設置審査基準要項により、入学定員について一定数の確保が求められているが、近年の医学部歯学部の新増設による入学定員の増加、社会状況の変遷、行旅死亡人の減少等により、現実の解剖学実習用死体は基準を下回っているのが現状である。

このような中で、自己の身体を死後解剖学実習のために提供しようとする、いわゆる献体運動が、篤志団体を中心に進められ、

#### （指導及び助言）

第七条 文部大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

#### （国民の理解を深めるための措置）

第八条 国は、献体の意義について国民の理解を深めるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。



昭和五十六年度においては、解剖学実習用死体の三十六パーセントが献体によるものとなっている。

しかし、この献体という行為については、死体解剖保存法を中心とする現在の法制において何等の規定も設けられていないこと、及び死体に関する遺族感情から必ずしも十分に評価されていないことから、生前の献体の意思が十分に生かされないという事態が生じることもあった。

このため、献体に関する篤志家団体及び大学関係者から、生前における献体の意思表示及びこのように表示された意思を死後可及的に尊重することを中心として、献体の法制化に関する要望が強くなされてきた。

文部省においては、従来から献体の啓蒙普及活動に関する予算を計上し、昨年からは献体者に対する文部大臣の感謝状を贈呈する制度を発足させるなど、献体の啓蒙普及が円滑に行われるよう勤める一方、その法制化については、関係法律との調整の問題等について、検討を行っていたところであった。

#### 二 法案提出に至るまでの経緯

本法律は、いわゆる議員立法によって成立したものである。前述のとおり、文部省においても従前から関係者の要望を受け検討を行っていた

が、献体の法制上の位置付け等法律に盛り込むべき内容について成案を得るに至らなかったところである。

このような状況の下で、自由民主党文教部会においては、関係者の要望を受け、昨年七月、献体法制定小委員会を設け、単独法の方向で検討を行ってきた。

およそ十ヶ月間の検討により法案作成作業が進められ、自由民主党の党内手続きを経るとともに、各党との調整を終え、法律案が本年五月十一日、衆議院文教委員長により、国会に提出された。

#### 三 本法律の内容

本法律は、本則八条と付則から成る。

第一条は、本法律の目的を「医学及び歯学の教育の向上に資すること」と規定し、献体の位置付けを明確なものとしている。

第二条は、本法律の中心的概念である「献体の意思」について定義している。

すなわち、「自己の身体を死後医学または歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖（以下「正常解剖」という。）の解剖体として提供すること」というものであり、これは関係者の見解と合致する適切な定義といえる。

なお、「正常解剖」という語のほかに、一般に、「系統解剖」という語も使用されることがあるが、この二つの語は同義である。第三条は、献体の意思が尊重されるべき

ことを規定しているが、これは、関係者の要望の最も強い点を注文したもので、本法律における最も重要な規定の一つと言えよう。

第四条は、死体の解剖について、死体解剖保存法第七条の特例をなす規定である。

すなわち、死体解剖保存法第七条は、死体の解剖をしようとする者は、原則として、その遺族の承諾を受けなければならない旨規定しているが、本法律第四条により、死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、大学の長がその旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合又は死亡した者に遺族がない場合には、死体の解剖をしようとするものは、死体解剖保存法第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を要しないこととされる。

このようにして、関係者の要望する献体の意思と遺族の意思の調整を図つたものである。

第五条は、死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、その者に遺族がない場合において、引取者が、大学の長から引渡しの要求があつたときは、当該死体を引き渡すことができる旨、規定している。

従来、引取者のない死体については、死体解剖保存法第十二条により、市町村長から大学の長に交付することが認められてきたが、引取者の現れた死体については、引

取者による交付が法律上認められていなかったため、献体の意思が実現しないことがあつた。

本法律第五条は、このような場合について、新たに、引取者が死体を引き渡すことができる旨規定して、献体の意思の尊重に資することを図つたものである。

第六条は、大学の長に対し、正常解剖の解剖体としての死体に関する記録の作成・保存義務を課すとともに、文部大臣に、当該死体に関し必要な報告を求めることができる旨定めたものである。

従来、各大学においては、解剖体の状況について記録簿等を作成していたところであるが、本法律によつて、文部省令で定めるところにより、死体に関する記録を作成保存することとなる。

また、文部省においては、本条例第二項により死体に関し報告を得ることにより、今後の解剖体の普及等の基礎とするものである。

第七条は、文部大臣による、献体の意思を有する者が組織する団体に対する指導助言を定めたものである。

現在このような団体は、ほとんどすべての医学部又は歯学部を置く大学に設けられているが、本法律は、これらの団体の自発性を尊重し、本条において、「その求めに応じ」指導助言をすることができる旨、規定したものである。

第八条は、国民の理解を深めるための措置について規定している。

このことについては、前述のとおり、文部省においては、従来から各種施策を講じてきたが、今後は、例えば総理府の政府広報の手段を通じ、献体の意義について普及を図ることも考えられるところである。

附則においては、施行日を公布日から起算して六ヶ月後と規定している。これは、本法律の趣旨が関係者に浸透し、法律が円滑に運用されることを期したものである。

文部省としては、施行日までの間、第六条に基づく文部省令の制定のほか、本法律の趣旨を通知により関係者に周知することとなる。

#### 四 終わりに

本法律は、関係者の要望を受け検討され、国会において全会一致により成立したものである。

このことは、献体について法的な認知がなされたと言えるものであり、今後は、本法律の趣旨が十分に理解され、医学及び歯学の向上に資することが期待される。

——文部省大学局学生課編「大学と学生」二〇六号（昭和五十八年七月）より引用——